

協議会規約の改正について

令和元年6月6日

重信川大規模氾濫に関する減災対策協議会

1. 構成員の追加

1) 既存の協議会等の統廃合 (p2)

大規模氾濫減災協議会の趣旨を踏まえ、重信川・石手川水防等連絡会との統合による構成員の追加。

2) 地方自治体支援(リエゾン派遣)における連携強化として、国土地理院四国地方測量部長を協議会の構成員に、四国測量部防災情報管理官を幹事会の構成員として参加いただく予定。(p3)

3) 緊急行動計画の改定による提案

①必要に応じて協議会の構成員に利水ダムの管理者、市町の高齢者福祉部局を追加 (p4)

②協議会にメディア連携分科会を設置するなど、メディア連携のための協議会を設ける。

③土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みを共有する連絡会を設置。

このうち①の利水ダムについては、該当となるような対象施設がないため対象外

②のメディア関係者については、四国内での方針を高松の本局にて検討中

③の取り組みを共有するための連絡会の設置についても、本局で方針を検討中

①の市町の高齢者福祉部局の追加については、既に各市町の事前の聞き取り等により、幹事会の現構成員より情報提供や共有をお願いすることとしたい。

2. 規約の改正

上記を踏まえ、協議会規約の改正を諮ります。

規約改正

■大規模氾濫減災協議会の趣旨

改正水防法により、水害に対する意識を「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと根本的に転換し、社会全体でこれに備える「水防災意識社会」再構築の取組をさらに加速するため、多様な関係者が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するためのものである。

水防法に基づく協議会の設置

凡例 国管理河川 都道府県管理河川 国・都道府県管理河川共通

○平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年出水期までに、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を設置	平成30年出水期までに、既に設置されている協議会を、水防法に基づく協議会へ移行し、又は新たに設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ	毎年、協議会を通じて取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施	協議会の取組内容等についてホームページ等で公表	



協議会の開催状況

<協議会での取組事項>

- ①現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- ②水害対応タイムラインの作成・改善
- ③住民等に対する洪水予報や浸水想定等の情報提供の方法の改善
- ④近隣市町村への避難体制の整備
- ⑤水防団間の応援・連絡体制の整備
- ⑥堤防上で水防活動のスペースを確保するための調整 等

■移行にあたっての対応 (H30年出水期までに実施すべきこと)

➤ 規約の見直し

- ・水防法第15条の9に基づくことを規約へ記載

「重信川大規模氾濫に関する減災対策協議会」は、平成29年9月29日に対応済み

➤ 協議会の構成員の見直し

- ・H29.7.21付け国四整水予第15号により国土大臣の権限は事務所長で対応可
- ・法定以外の構成員追加は各協議会の判断(任意)で対応

➤ 既存の協議会等の統廃合

- ・水防連絡会 など

今回の協議会で議論

➤ 地域の取組方針を確認し、減災対策を充実

- ・緊急行動計画により追加・変更された取組を水ビジョンの取組に反映

地方自治体支援(リエゾン派遣)における連携強化

- 発災時に地方測量部より地方自治体へリエゾン(連絡要員)を派遣し、被災地の地図・空中写真等の提供や表示システムの活用方法に関して説明を実施
※地方測量部のみで対応困難な場合は、本院や他地方測量部から応援要員を派遣し、可能な範囲で対応
- 一方、地方整備局等から幅広くリエゾンは派遣しているが、リエゾンの地理空間情報の予備知識が十分でないため、地方自治体から要望があっても地方測量部等につなぎにくい状況

⇒ 迅速かつ的確な自治体支援を行うには、リエゾンの派遣・活動状況や自治体のニーズ等について地方測量部と地方整備局との間で共有・連携を図りつつ対応することが望ましいのではないかと

【対応例】・地方測量部の災害対応について認識を深めるため、地方整備局職員を対象に説明会を実施
・防災業務計画や関連マニュアルにおいて連携内容を明記 など

広島県への国土地理院職員のリエゾン派遣(平成30年7月豪雨、延べ6名(2018/7/21~8/1))



被災自治体に空中写真の活用を説明



広島県における簡易GISの操作説明



広島県土木建築局長に地形3Dモデル等を提供

老振発 0307 第 1 号
国水環第 195 号
平成 31 年 3 月 7 日

各都道府県高齢者福祉部局長
各都道府県水防担当部局長
国土交通省各地方整備局河川部長
北海道開発局建設部長
沖縄総合事務局開発建設部長

厚生労働省老健局振興課長
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長
(公印省略)

水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組について (依頼)

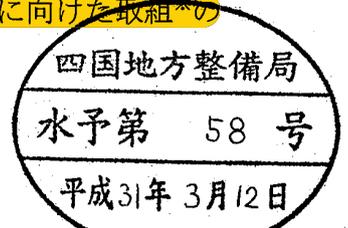
水害や土砂災害が広域かつ甚大に発生し、平成に入り最大の人的被害をもたらした平成 30 年 7 月豪雨を受け、中央防災会議において、激甚化・頻発化する豪雨災害に対し避難対策の強化を検討するため、防災対策実行会議の下に、「平成 30 年 7 月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」が設置され、平成 30 年 12 月 26 日に「平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について (報告)」がとりまとめられました。本報告では、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援する、それらにより、住民主体の取組強化による防災意識の高い社会が構築できるよう、今後実施すべき対策が提言されたところです。

この対策の一環として、「大規模氾濫減災協議会において、防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネジャーが連携し、水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組を実施する」こととなりました。

つきましては、大規模氾濫減災協議会において、貴管内関係部局及び構成市町村と連携して下記取組を実施いただきますようお願いいたします。

【取組内容】

- 市町村の防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、大規模氾濫減災協議会への参加や防災部局から当該協議会に関する情報提供を受けるなどによる情報共有についてすべての大規模氾濫減災協議会で実施する
- 大規模氾濫減災協議会を構成している市町村におけるすべての地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置する
- すべての大規模氾濫減災協議会において、地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組*の実施及びその状況を共有する



※取組例

- 大規模氾濫減災協議会において、地域包括支援センター・ケアマネジャー等の日常業務における防災に関する取組事例を共有する
- ケアマネジャーの職能団体の災害対応研修の場等を活用し、ケアマネジャーへハザードマップ等を説明する
- 大規模氾濫減災協議会の構成員による地域包括支援センターの住民向け講座等の機会を活用した最新の防災・減災施策の説明や高齢者自身の災害・避難カードの作成に対する協力を行う 等

また、各都道府県高齢者福祉部局長におかれましては、各地域包括支援センター等において上記の取組への対応が適切に行われるよう、貴管下の市町村高齢者福祉部局及び地域包括支援センター担当部局並びにケアマネジャーの職能団体に対し、本通知の趣旨について周知いただきますようお願いいたします。

各都道府県水防担当部局長、国土交通省各地方整備局河川部長、北海道開発局建設部長、沖縄総合事務局開発建設部長におかれましては、各大規模氾濫減災協議会において上記の取組への対応が適切に行われるよう、各大規模氾濫減災協議会の構成員に対し、本通知の趣旨について周知いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

○高齢者福祉部局関係

厚生労働省老健局振興課

課長補佐 桜井（内線 3982）

TEL：03-5253-1111（代表） FAX：03-5292-7894

○水防担当部局関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

課長補佐 峰（内線 35453）

水防調査係長 山川（内線 35459）

TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1603

重信川大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約（案）

（名称）

第1条 この会議は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として設置し、「重信川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、重信川における堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害に備え、河川管理者、県、市町等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、重信川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（組織の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては

協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、四国地方整備局松山河川国道事務所調査工務第一課及び愛媛県中予地方局河川砂防課が共同で行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附則 本規約は、平成28年5月25日から施行する。

平成29年9月29日 一部改正

令和元年 月 日 一部改正

国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所長

国土交通省国土地理院四国地方測量部長

気象庁 松山地方気象台長

愛媛県 河川課長

愛媛県 中予地方局 総務企画部長

愛媛県 中予地方局 建設部長

愛媛県警察本部 警備部長

松山東警察署長

松山西警察署長

松山南警察署長

伊予警察署長

松山市長

伊予市長

東温市長

松前町長

砥部町長

国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所 副所長

~~国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所 調査第一課長~~

~~国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所 工務第一課長~~

~~国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所 河川管理課長~~

~~国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所 重信川出張所長~~

~~国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所 石手川ダム管理支所長~~

国土交通省国土地理院四国地方測量部 防災情報管理官

気象庁 松山地方気象台 水害対策気象官

愛媛県 河川課 主幹

愛媛県 中予地方局 総務企画部 防災対策室長

愛媛県 中予地方局 建設部 河川砂防課長

愛媛県警察本部 警備課長

松山東警察署 警備調査官

松山西警察署 警備調査官

松山南警察署 警備課長

伊予警察署 警備課長

松山市 総合政策部 危機管理課長

松山市 下水道部 河川水路課長

伊予市 総務部 危機管理課長

伊予市 産業建設部 土木管理課長

東温市 総務部 危機管理課長

東温市 産業建設部 建設課長

松前町 総務部 総務課長

松前町 産業建設部 まちづくり課長

砥部町 総務課長

砥部町 建設課長